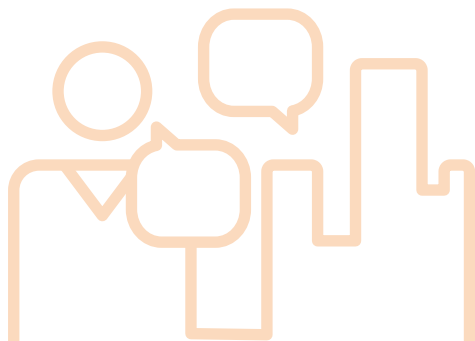
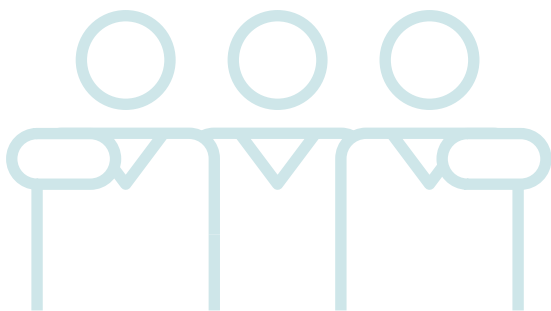
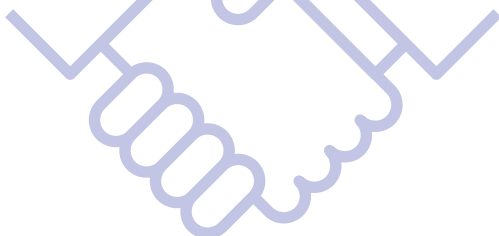
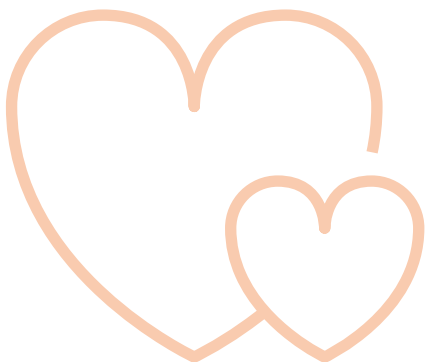


コスモエネルギーグループ
企業行動指針

COSMO ENERGY GROUP CODE OF CONDUCT



コスモエネルギーグループ経営理念

私たちは、地球と人間と
社会の調和と共生を図り、
無限に広がる未来に向けての
持続的発展をめざします。

経営
理念

調和と共生

- 地球環境との調和と共生
- エネルギーと社会の調和と共生
- 企業と社会の調和と共生

未来価値の創造

- 顧客第一の価値創造
- 個の多様な発想による価値創造
- 組織知の発揮による価値創造

顧客へのメッセージスローガン

ココロも満タんに

社会へのメッセージスローガン

ずっと地球で暮らそう。

コスモエネルギーグループ企業行動指針

- 第1章 安全で事故のない企業グループであり続けます
- 第2章 お客様の信頼と満足に応えます
- 第3章 人を大切にします
- 第4章 地球環境を大切にします
- 第5章 社会とのコミュニケーションを大切にします
- 第6章 誠実な企業グループであり続けます

企業行動指針

● 連結中期経営計画

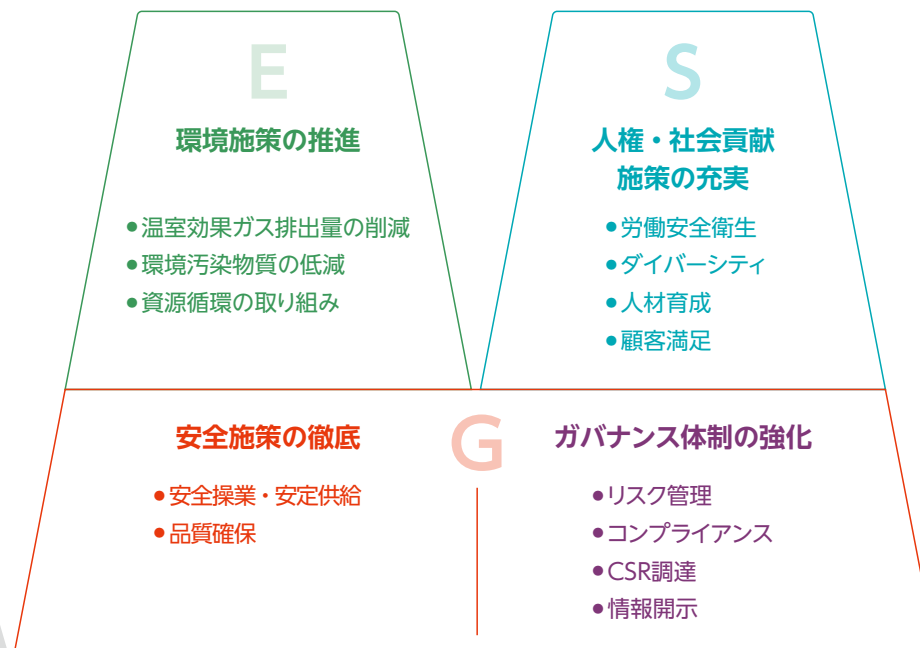
Oil & New

石油のすべてを。次の「エネルギー」を。

詳しくは…PO4へ

- 連結中期経営計画
- 連結中期CSR計画

● 連結中期CSR計画の方向性と重点項目



自社グループだけでなく、取引先も含めたサプライチェーンでの取り組みを推進

連結中期経営計画 基本方針

Oil

- 高硫黄重油の使用を規制するIMO規制等に対応しグリーンな船舶用燃料供給で先行する等、石油事業の収益力を強化
 - ▶ 収益力を基盤とした財務体質の健全化

New

- 風力発電事業をはじめとした次代の成長を担う投資を実施
 - ▶ 事業活動を通じてSDGs^{*1}実現に貢献

4つの重点施策

1 再投資可能な収益力の確保

- 安全安定操業体制の磐石化
- IMO規制に先行し対応
 - ▶ 高硫黄重油を生産しない体制の構築、収益力向上のための油種構成の変化^{*2}を精製・販売で実行
- カーライフ事業の強化
- 石油化学とのシナジー実現
- ヘイル油田投資の確実な回収

3 財務体質の健全化

- 収益を基盤とした自己資本の充実
- キャッシュマネジメントの強化
- 長期的な環境を見据え投資を厳選
 - ▶ 経営目標の早期実現

2 将来に向けた成長ドライバーの強化

- 石油化学の競争力強化と製品拡充
- 洋上風力発電サイトへの早期進出
- 国内／海外(アジア・アブダビ)における次代の成長を担う事業の発掘

4 グループ経営基盤の強化

- CSR経営の推進
- 社会と当社グループのサステナビリティ追求
- ESG重点項目の改善
 - ▶ 連結中期CSR計画(2018-2022年度)を策定し実行
- 働き方改革・業務改革による生産性向上
- ダイバーシティの促進
- RPA^{*3}・AI活用による徹底的な業務効率化

※1 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年の国連サミットで採択された2030年までに達成すべき17の目標

※2 相対的に高付加価値な石油製品のみを供給する競争力の高い製油所をめざす

※3 Robotic Process Automation: ロボットによる業務自動化

コスモエネルギーグループ企業行動指針について

この企業行動指針は、経営理念を達成するために私たちが守るべき事項をまとめたものです。私たちが自身の行動が正しいのか迷いが生じたときや、違反行為を見聞きしたときは、この企業行動指針に照らして判断してください。合わせて、関係する諸規程・諸規則・業務マニュアルや法令等も参照してください。また、一人で悩まずに、上司や同僚、人事、総務の担当部署、コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口(企業倫理ヘルプライン)などに相談しましょう。

この企業行動指針の一部の項目について違反した場合は、就業規則等に基づき、制裁処分の対象となることがあります。違反等に関与した者が自主的な相談や調査協力をするなど、問題の早期発見・解決に協力した場合には、制裁処분을減免することがあります。

企業行動指針の実践と経済的合理性

企業である以上、私たちは社会・環境をより良いものにしていくとともに、収益を上げていかななくてはなりません。経営理念の「持続的発展」を実現するにあたり、想定以上の経済的負担を強いられる場合がありますが、資産・財源に限りがあることも考慮しながらも、利益追求と企業行動指針が求めることが衝突した場合には企業行動指針が求めることを優先させなければなりません。一人ひとりが誠実に職務を遂行するとともに、経営理念の実現と収益向上をめざしましょう。

コスモエネルギーグループ企業行動指針について

適用範囲

コスモエネルギーグループの役員および社員
上記以外の関係会社、取引先等の第三者に対しても関連する事項の遵守を要請します。

本文中に使われる言葉の定義

「コスモエネルギーグループ」とは

コスモエネルギーホールディングス株式会社および同社が直接または間接的に議決権の過半数を保有する会社をいいます。

「社員」とは

コスモエネルギーグループと労働契約を締結して業務に従事する者であり、社員、嘱託、試備員、シニア社員および契約社員のほか、パートタイマーなど臨時雇用者も含まれます。会社や役員の責任で取り組む内容も含まれていますが、社員はその精神を受け継ぐことと理解してください。

「取引先」とは

特約店、販売店などコスモエネルギーグループの商品・サービスを取り扱っていただいている関係先や、協力会社を含みます。

「協力会社」とは

調達先、委託先、ビジネスパートナーを含む、広くコスモエネルギーグループの事業活動に協力いただいている関係先を指します。

「事業活動のすべての段階」とは

石油開発、研究開発、設計、調達、製造、貯蔵、物流、販売、新規事業の展開、さらに廃棄や処分等のコスモエネルギーグループの事業活動のすべての段階、またはその各段階をいいます。

目次 CONTENTS

第1章 安全で事故のない企業グループであり続けます 10

1-1 安全で快適な職場環境づくり 11

1-1-1 安全行動の徹底

1-1-2 職場環境の整備

1-1-3 危機管理の徹底

1-1-4 業務効率化と労働時間管理

1-1-5 健康管理

1-1-6 安全と健康

1-3 事故・災害発生時の備え 13

1-3-1 防災の体制と設備の充実

1-3-2 防災設備の維持管理

1-3-3 防災のスキル向上

1-2 労働災害および事故の防止 12

1-2-1 安全管理の徹底

1-2-2 自主保安の充実・発展

1-2-3 協力会社との連携

1-2-4 安全の教育・訓練

1-2-5 衛生管理の強化

1-4 事故・災害発生時の責任ある行動 13

1-4-1 迅速・適切な対応

1-4-2 通報・連絡の徹底

1-4-3 二次災害の防止

第2章 お客様の信頼と満足に応えます 14

2-1 エネルギーの安定的な供給 15

2-1-1 資源・原材料の安定的調達

2-1-2 産油国との関係強化

2-1-3 安定的な生産・配送・販売

2-1-4 災害発生時等の事業継続

2-3 お客様にご満足いただける対応 17

2-3-1 製品情報の適切な表示・説明

2-3-2 製品・サービスの開発・提供

2-3-3 適正な取引

2-3-4 製品事故・トラブル発生時の対応

2-3-5 原因究明・再発防止

2-2 お客様に信頼される 製品・サービスの提供 16

2-2-1 お客様への対応

2-2-2 製品・サービスの品質維持と安全性確保

2-2-3 海外の品質基準・安全基準等の遵守

2-2-4 不正揮発油・不正軽油等への対応

2-2-5 技術革新・専門知識・能力向上への取り組み

目次 CONTENTS

第3章 人を大切にします18

3-1 一人ひとりの人権、多様性の尊重19

- 3-1-1 基本的人権の尊重
- 3-1-2 差別の禁止
- 3-1-3 強制労働・児童労働の禁止
- 3-1-4 先住民族の土地・権利の尊重
- 3-1-5 人権問題のある国における事業展開
- 3-1-6 人権を尊重した警備
- 3-1-7 人権デュー・ディリジェンスの取り組み

3-3 人材の育成および能力の向上23

- 3-3-1 社員の教育
- 3-3-2 技術の継承
- 3-3-3 自己研鑽

3-2 明るく働きやすい職場づくり21

- 3-2-1 公正・公平な評価と差別等の禁止
- 3-2-2 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3-2-3 多様性の尊重
- 3-2-4 ハラスメントの禁止
- 3-2-5 雇用の安定への取り組み
- 3-2-6 健全な労使関係

第4章 地球環境を大切にします24

4-1 地球環境のため、 いま、実行すること25

- 4-1-1 地球温暖化対策の取り組み
- 4-1-2 環境負荷の最小化
- 4-1-3 水環境の保全
- 4-1-4 土壌環境対応の徹底
- 4-1-5 環境に配慮した商品購入の推進
- 4-1-6 事業計画時の環境配慮

4-2 地球環境のための 未来にむけた行動27

- 4-2-1 環境配慮型の事業展開と技術開発
- 4-2-2 環境貢献活動への取り組み

第5章 社会とのコミュニケーションを大切にします28

5-1 地域社会の発展29

- 5-1-1 社会貢献活動への参加
- 5-1-2 地域社会等との連携・協働
- 5-1-3 相手国・地域の環境・文化・慣習の尊重
- 5-1-4 地域社会における人材育成

5-2 私たちをより知っていただくために30

- 5-2-1 誠実な広報活動
- 5-2-2 情報の適時・適切な開示
- 5-2-3 適正な会計処理
- 5-2-4 適正な法定書類の作成

第6章 誠実な企業グループであり続けます32

6-1 社会の一員として良識ある行動33

- 6-1-1 企業倫理の徹底
- 6-1-2 社会に対する責任の自覚と行動
- 6-1-3 日常生活における法令・社会規範等の遵守
- 6-1-4 公共の場やインターネット上等への業務に関する情報の非開示
- 6-1-5 企業倫理教育等の徹底
- 6-1-6 公私のけじめ
- 6-1-7 インサイダー取引の禁止
- 6-1-8 会社利益と対立する行為の禁止

6-3 誠実な取引37

- 6-3-1 取引先との相互繁栄
- 6-3-2 責任ある調達推進
- 6-3-3 取引先における倫理違反行為への対応
- 6-3-4 明確な基準に基づくインセンティブの付与
- 6-3-5 公正な取引
- 6-3-6 接待・贈答の制限
- 6-3-7 政治・行政との健全な関係
- 6-3-8 贈収賄の禁止
- 6-3-9 反社会的勢力との関係遮断
- 6-3-10 輸出入時の適正な手続き

6-2 会社財産の適切な管理と利用35

- 6-2-1 会社財産の適正な利用
- 6-2-2 会社財産の適正な管理
- 6-2-3 知的財産の適切な管理・活用
- 6-2-4 コスモブランド等の適切な管理・利用
- 6-2-5 他者の知的財産の尊重
- 6-2-6 不正競争の禁止

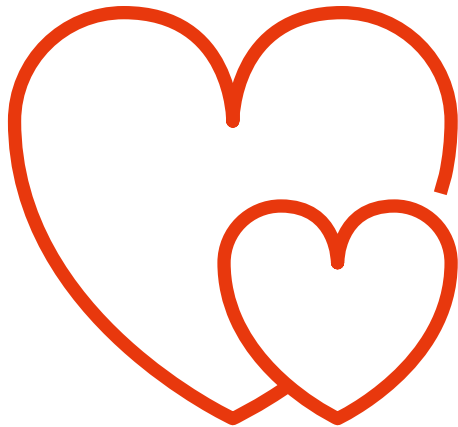
6-4 情報の取り扱い39

- 6-4-1 情報の適正な取得
- 6-4-2 情報の適正な利用
- 6-4-3 情報の適正な管理
- 6-4-4 情報システムの適正な利用
- 6-4-5 退職後の守秘義務

- コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口(企業倫理ヘルプライン)40
- 終わりに41

1

[第1章]



安全で事故のない 企業グループであり続けます

私たちは、あらゆる事業活動において、
安全と安心の確保に取り組めます。

1-1 安全で快適な職場環境づくり

1-1-1 安全行動の徹底

社員一人ひとりが、勤務中はもちろん、通勤時においても常に安全を意識して労働災害の防止に取り組みます。

1-1-2 職場環境の整備

職場の整理・整頓を常に心がけ、安全で清潔な職場環境を維持します。

1-1-3 危機管理の徹底

社員とその家族、お客様、地域住民等の安全確保と危機管理を徹底するための体制を整備し、大規模な災害やテロ、感染症等の緊急事態に備えて、予防策と対応策を講じます。

1-1-4 業務効率化と労働時間管理

業務の効率化をすすめ、労働時間を適正に管理します。また、過重労働の防止にも取り組みます。

1-1-5 健康管理

社員の健康管理を充実し、心と体の健康維持・向上に取り組めます。

1-1-6 安全と健康

アルコール・薬物・病気等の影響により、安全を確保できない状態にある場合、業務を行いません。

主な関係法

- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 新型インフルエンザ等対策特措法

1-2 労働災害および事故の防止

1-2-1 安全管理の徹底

常に、設備や車輛の適切な運転、整備を行います。

1-2-2 自主保安の充実・発展

安全管理活動を自主的に行い、自らがすべきことを考え、行動します。

1-2-3 協力会社との連携

協力会社のサポートなくして私たちの事業活動は成り立ちません。安全管理体制を強化するために、日ごろから、社員以外の関係者ともコミュニケーションを図ります。

1-2-4 安全の教育・訓練

安全確保のための教育・訓練を徹底し、知識、技術、意識の向上に取り組みます。

1-2-5 衛生管理の強化

労働環境のアセスメントを行い、有害物質の暴露による職業性疾病を防止するための対策を講じます。

主な関係法

- 労働安全衛生法
- 消防法
- 高圧ガス保安法
- 石油コンビナート等災害防止法
- 道路交通法
- 自動車運転処罰法

1-3 事故・災害発生時の備え

1-3-1 防災の体制と設備の充実

人命尊重の基本精神に則り、事故・災害に備えた体制整備、設備対応、緊急時の対応を定めるとともに、改善・充実に図ります。

1-3-2 防災設備の維持管理

防災設備の機能維持に必要な経営資源を投入し、点検を確実にいきます。

1-3-3 防災のスキル向上

防災訓練を定期的を実施し、その結果をもとに、課題を克服し、実効性のあるものにします。

主な関係法

- 労働安全衛生法
- 消防法
- 高圧ガス保安法
- 石油コンビナート等災害防止法
- 災害対策基本法
- 国土強靱化基本法

1-4 事故・災害発生時の責任ある行動

1-4-1 迅速・適切な対応

被害を最小にするための必要な措置を講じます。

1-4-2 通報・連絡の徹底

関係行政等への迅速な通報・連絡を徹底します。

1-4-3 二次災害の防止

関係機関と協力し、多角的な視点に立った対策を講じて二次災害を防止します。

主な関係法

- 労働安全衛生法
- 消防法
- 高圧ガス保安法
- 石油コンビナート等災害防止法
- 災害対策基本法

2

[第2章]



お客様の信頼と 満足に応えます

私たちは、お客様の信頼と満足に応える
製品・サービスを開発し、安定的にお届けします。

2-1 エネルギーの安定的な供給

2-1-1 資源・原材料の安定的調達

資源や原材料の安定的な調達を行います。

2-1-2 産油国との関係強化

産油国との良好な関係を維持・強化します。

2-1-3 安定的な生産・配送・販売

安全操業を行い、製品の安定的な生産・配送・販売を行います。

2-1-4 災害発生時等の事業継続

大規模災害などが発生した場合においても、製品・サービスの供給が行えるよう、事業継続計画の策定と定期的な訓練を通じて災害に備えます。

主な関係法

- 石油備蓄法
- 国土強靱化基本法
- 新型インフルエンザ等対策特措法

2-2 お客様に信頼される製品・サービスの提供

2-2-1 お客様への対応

お客様に心地良さ、安心感、信頼感を感じていただけるよう、誠意をもって対応します。また、私たちの製品・サービスを取り扱う取引先にも、この企業行動指針の精神を理解し、遵守していただくよう働きかけます。

2-2-2 製品・サービスの品質維持と安全性確保

製品・サービスの品質維持と安全性確保は、会社への信頼の根幹であると認識し、品質・安全の基準に適合しない製品・サービスは提供しません。

2-2-3 海外の品質基準・安全基準等の遵守

海外においても、製品の品質や安全に関する基準や法令を遵守します。

2-2-4 不正揮発油・不正軽油等への対応

「不正揮発油」「不正軽油」の、製造、販売、利用は、私たちの社会的信頼を傷付ける行為であり、認めません。

2-2-5 技術革新・専門知識・能力向上への取り組み

有用で安全かつ高品質な製品・サービスを開発・提供するための技術革新、専門知識・能力の向上を図り、持続可能な成長と社会的課題の解決に努めます。

主な関係法

- 消防法
- 製造物責任法(PL法)
- 品確法
- 消費者基本法
- 消費者契約法
- 景品表示法

2-3 お客様にご満足いただける対応

2-3-1 製品情報の適切な表示・説明

製品・サービスを安全にご利用いただけるよう、製品の不当、不備な表示は行いません。また、安全性に関する情報(危険性、誤使用への警告)を適切に表示し、分かりやすく説明します。

2-3-2 製品・サービスの開発・提供

お客様からの声を真摯に受けとめ、お客様にご満足いただける製品・サービスの開発・改善を行います。また、お客様に対して責任あるサポート、アフターケアを提供します。

2-3-3 適正な取引

取引の際には、嘘・偽り・不正確な情報を提供せず、不当な方法による勧誘、不当な景品・表示を行わず、不当な取引条件を定めません。

2-3-4 製品事故・トラブル発生時の対応

事故やトラブルが発生した場合、お客様の安全確保を最優先として、危険を防止し被害の拡大を防ぐため、迅速・適切な対応をとることに全力を尽くします。

2-3-5 原因究明・再発防止

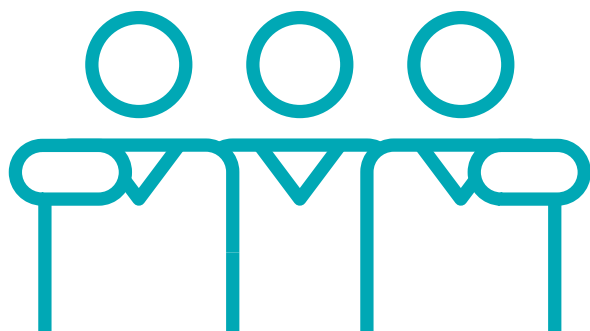
製品事故・トラブルの事実は、迅速に正しく関係者に連絡するとともに、原因を究明し、同じことを二度と起こさないよう、再発防止策を講じます。

主な関係法

- 消防法
- 製造物責任法(PL法)
- 品確法
- 揮発油税法
- 地方税法
- 消費者安全法
- 景品表示法

3

[第3章]



人を大切にします

私たちは、個人の基本的人権を尊重するとともに、
社員の能力を最大限発揮できる
職場環境づくりに取り組みます。

3-1 一人ひとりの人権、多様性の尊重

3-1-1 基本的人権の尊重

個人の基本的人権を尊重し、人権侵害行為をせず、加担も
しません。また、世界人権宣言には、すべての人民と国が達成
すべき共通の基準として個人の尊重、差別の禁止、奴隷
の禁止、思想・良心・宗教の自由、表現の自由などが謳われ
ており、その原則と精神を支持します。

3-1-2 差別の禁止

出生、国籍、人種、信条、宗教、性別、年齢、障がい、性的指
向などによる差別をせず、また、差別の容認もしません。

3-1-3 強制労働・児童労働の禁止

本人の意思に反する労働を強制せず、容認しません。
また、児童労働を認めず、児童を就労させません。

3-1-4 先住民族の土地・権利の尊重

先住民族の権利に関する国際連合宣言の原則とその精神を
支持し、先住民族が有する土地その他の権利を尊重します。

3-1-5 人権問題のある国における事業展開

重大な人権問題のある国において事業を開始・継続する
ときは、この企業行動指針に基づいて行動できるか、その国
に良い影響を与えることができるかを考慮して、事業の開
始・継続を決定します。

主な関係法

- 労働基準法
- 男女雇用機会均等法
- 障害者基本法

3-1 一人ひとりの人権、多様性の尊重

3-1-6 人権を尊重した警備

武器の使用に関する国際的な基準(国連の「法執行官のための行動綱領」等)を支持し、人権侵害に抵触する警備をしません。

3-1-7 人権デュー・ディリジェンスの取り組み

事業活動のすべての段階における人権への潜在的な負の影響(人権リスク)を特定し、防止・軽減等のためのプロセスを構築します。

主な関係法

- 労働基準法
- 男女雇用機会均等法
- 障害者基本法

3-2 明るく働きやすい職場づくり

3-2-1 公正・公平な評価と差別等の禁止

人事・処遇・雇用・採用において、適性と能力を基準として公正・公平に評価し、不当な差別や不平等な取り扱いをしません。また、評価結果は、本人に適切に開示・説明します。

3-2-2 ワーク・ライフ・バランスの推進

一人ひとりの価値観・人生観を尊重し、自らの希望する人生を実現できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進し、充実した生活の実現に取り組みます。

3-2-3 多様性の尊重

一人ひとりの個性を尊重し、その能力を向上し発揮できる多様な職場づくりに取り組みます。また、育児・介護等のための短時間勤務制やフレックスタイム制など、多様な就労形態への対応に取り組みます。

3-2-4 ハラスメントの禁止

業務の適正な指導範囲を超えて指導することにより、相手の人格や尊厳を不当に侵害し、就労環境や心身の健康などを悪化させる行為(パワーハラスメント)や相手方の意に反する性的な性質の不適切な言動(セクシュアルハラスメント)を認めず、行いません。

3-2-5 雇用の安定への取り組み

安定した雇用の確保に向けた制度への対応に取り組みます。

主な関係法

- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 男女雇用機会均等法
- 育児・介護休業法
- 障害者雇用促進法
- 障害者差別解消法
- 高齢者雇用安定法

3-2 明るく働きやすい職場づくり

3-2-6 健全な労使関係

団結権・団体交渉権をはじめとする労働基本権を尊重し、健全で透明な労使関係を築きます。

主な関係法

- 労働基準法
- 労働組合法

3-3 人材の育成および能力の向上

3-3-1 社員の教育

社員の自己実現に配慮した人材育成プログラム、研修などを通じて、国内外で活躍できる人材を育成します。

3-3-2 技術の継承

経験と努力により培われた技術およびノウハウを次世代の社員に継承し、後継者を育てます。

3-3-3 自己研鑽

技術・能力向上のための自己研鑽に励みます。また、グローバルな社会の変化を捉え、常に前向きにチャレンジします。

主な関係法

- 労働基準法
- 労働安全衛生法

4

[第4章]



地球環境を 大切にします

私たちは、環境保全に向けた対策と活動に
積極的・継続的に取り組めます。

4-1 地球環境のため、いま、実行すること

4-1-1 地球温暖化対策の取り組み

事業活動のすべての段階において、温室効果ガスの排出抑制やエネルギー使用の削減と効率化に取り組み、地球温暖化防止対策を実行します。

4-1-2 環境負荷の最小化

事業活動から発生する汚染物質や廃棄物の削減に取り組み、廃棄物、排ガス・排水等に適正な処理を行います。また、環境測定を正確に行い、適切に管理します。

4-1-3 水環境の保全

製油所等での水の回収・再利用等、効率的な水利用を行います。また、船舶輸送時における海洋環境の保全に取り組みます。

4-1-4 土壌環境対応の徹底

製油所、油槽所、サービスステーションなどにおける土壌汚染発生の未然防止対策を実行します。また、土壌汚染が発生した場合は、適切に対応します。

主な関係法

- 温対法
- 省エネ法
- 廃棄物処理法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 海洋汚染防止法
- 土壌汚染対策法
- 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

4-1 地球環境のため、いま、実行すること

4-1-5 環境に配慮した商品購入の推進

資材やサービス等を購入するときは、環境への影響を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選び購入します。

4-1-6 事業計画時の環境配慮

新規事業、製品・サービスの開発・提供、大型設備の導入、大規模工事実施等の事業計画時において、環境への影響を考慮し、必要に応じ予防措置を講じます。

主な関係法

- 温対法
- 省エネ法
- 廃棄物処理法
- 大気汚染防止法
- 水質汚濁防止法
- 海洋汚染防止法
- 土壌汚染対策法
- グリーン購入法
- 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

4-2 地球環境のための未来にむけた行動

4-2-1 環境配慮型の事業展開と技術開発

より環境負荷の低い製品の開発や、新エネルギー事業など環境保全型の技術開発に積極的に取り組みます。また、省エネルギー・環境保全等に関する技術移転を推進します。

4-2-2 環境貢献活動への取り組み

地球温暖化防止など、地球規模での環境保全活動や、次世代を担う子どもたちへの環境教育支援に積極的に取り組み、環境問題に関する啓発活動を行います。

主な関係法

- 非化石エネルギー法
- 新エネ法
- 省エネ法
- 温対法

5

[第5章]



社会とのコミュニケーションを 大切にします

私たちは、地域社会の発展と相互理解を深めるために、積極的に広報活動を推進し、情報を開示します。

5-1 地域社会の発展

5-1-1 社会貢献活動への参加

良き企業市民として、豊かな社会の実現とその持続的な発展に寄与するため、積極的に社会貢献活動に取り組みます。また、社員のボランティア活動への意識を尊重し、支援制度を構築します。

5-1-2 地域社会等との連携・協働

事業活動において、地域企業・NPO・NGO・行政を含むステークホルダーとの連携を大切にし、幅広いステークホルダーと協働して、地域社会等の発展に努めます。

5-1-3 相手国・地域の環境・文化・慣習の尊重

大規模な投資や事業展開などを行う場合、その国・地域に与える影響を事前に評価し、法令・社会規範の遵守はもちろん、その環境・文化・慣習・歴史等を尊重し、社会の発展に貢献します。

5-1-4 地域社会における人材育成

国内外を問わず、事業活動を通じて、その国・地域の人材の育成に取り組みます。

主な関係法

5-2 私たちをより知っていただくために

5-2-1 誠実な広報活動

事業活動・経営理念・経営方針をより知っていただくため、誠実で積極的な広報活動・コミュニケーション活動を推進します。また、私たちは、幅広いステークホルダーとの対話の機会や場を設け、適切に事業活動に反映することを通じて、信頼関係を構築します。

5-2-2 情報の適時・適切な開示

財務状況や経営に関する情報、環境や安全その他社会的側面に関する情報など開示すべき会社の情報を適時・適切に開示します。その内容は、正確・公正・十分であるものとし、開示すべき情報を隠ぺい・改ざんしません。また、持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家等との建設的な対話に積極的に取り組みます。

5-2-3 適正な会計処理

適正に会計処理を行います。会計事実を反しないよう適正に記録し、虚偽・架空記帳や簿外資産など不正な会計処理・会計情報操作は行いません。

主な関係法

- 会社法
- 金融商品取引法
- 法人税法

5-2 私たちをより知っていただくために

5-2-4 適正な法定書類の作成

計算書類・有価証券報告書その他の法定書類を適正に作成します。

主な関係法

- 会社法
- 金融商品取引法
- 有価証券上場規程
(東京証券取引所)

6

[第6章]



誠実な企業グループで あり続けます

私たちは、社会の一員として
責任と社会的良識をもって誠実に行動します。

6-1 社会の一員として良識ある行動

6-1-1 企業倫理の徹底

法令、社内規程、社会規範等を遵守し、社会の一員として公正・誠実に行動します。

6-1-2 社会に対する責任の自覚と行動

一人ひとりの行動そのものが、社会に対し責任を負っていることを自覚し、行動します。

6-1-3 日常生活における法令・社会規範等の遵守

事業活動のみならず日常生活においても法令・社会規範等を遵守します。特に、車社会に携わる者の責任として、交通安全に関する意識を高め、安全運転を行います。

6-1-4 公共の場やインターネット上等への 業務に関する情報の非開示

個人として、業務に関わりのある情報をインターネット上などで公開しません。

6-1-5 企業倫理教育等の徹底

企業倫理に関する教育・研修を徹底し、積極的に企業倫理に関する啓発活動を推進します。

主な関係法

- 会社法
- 公益通報者保護法
- 道路交通法
- 自動車運転処罰法

6-1 社会の一員として良識ある行動

6-1-6 公私のけじめ

会社の名称や会社における地位や権限を、業務に関係のない活動や個人的その他不正な利益のために利用しません。

6-1-7 インサイダー取引の禁止

会社や取引先等の内部機密情報を利用して、私的な利益を追求しません。業務遂行上、会社や他社の未公表な内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまで、それらの会社の株式等の売買は行いません。

6-1-8 会社利益と対立する行為の禁止

会社と競業する取引や、家族や近親者の雇用や監督、雇用条件に影響を及ぼす行為など、会社の利益と対立するような行為を行いません。また、原則として他の企業等の役員等に就任しません。

主な関係法

- 会社法
- 金融商品取引法
- 公益通報者保護法

6-2 会社財産の適切な管理と利用

6-2-1 会社財産の適正な利用

資産、知的財産、情報等の会社財産を適正に利用します。会社財産は、業務目的のみ利用し、個人的その他不正な目的で利用しません。

6-2-2 会社財産の適正な管理

会社の財産を適正に管理し、き損・紛失・盗難等を防ぎます。

6-2-3 知的財産の適切な管理・活用

業務に関連して創作された知的財産等は、重要な会社財産であると認識し、その権利の適切な保全(権利化等)・管理に努め、適正・有効に活用します。

6-2-4 コスモブランド等の適切な管理・利用

「コスモ石油」や「オーバルマーク」といった会社の商号や商標などは会社の大切な知的財産であり、適切に管理・利用します。

6-2-5 他者の知的財産の尊重

他者の知的財産を尊重し、その権利を侵害(無断で使用など)する行為をしません。

主な関係法

- 会社法
- 金融商品取引法
- 著作権法
- 知的財産基本法
- 特許法
- 商標法
- 実用新案法
- 意匠法

6-2 会社財産の適切な管理と利用

6-2-6 不正競争の禁止

他社の商品・営業の表示と類似した表示を使用したり、他者の営業秘密を不正に入手したりするなど、不正競争をしません。

主な関係法

- 会社法
- 金融商品取引法
- 不正競争防止法

6-3 誠実な取引

6-3-1 取引先との相互繁栄

取引先の立場を尊重し相互の繁栄を図るとともに、取引先がこの企業行動指針を実践することを促します。

6-3-2 責任ある調達への推進

事業活動のすべての段階における企業の社会的責任を念頭において、取引先を適正に選定し、誠実かつ・公正・公平な取引および責任ある調達を実施します。

6-3-3 取引先における倫理違反行為への対応

取引先において、社会的影響の大きい法令違反などの行為が行われ、改善されない場合、取引停止等の対応を講じます。

6-3-4 明確な基準に基づくインセンティブの付与

取引先へのリベート・インセンティブまたはペナルティ・ディスインセンティブ等は、明確な基準に従い行います。

6-3-5 公正な取引

私的独占、不当な取引制限(カルテル)、不公正な取引方法や、受領拒否、支払遅延、不当な取引条件の押し付けなどを行いません。

主な関係法

- 独占禁止法
- 下請法
- 不正競争防止法
- 会社法
- 組織的犯罪処罰法
- 犯罪収益移転防止法
- 関税法
- 関税定率法
- 外為法
- 石油備蓄法

6-3 誠実な取引

6-3-6 接待・贈答の制限

社会常識・国際的通念の範囲を逸脱した接待・贈答の授受を行いません。また、個人的その他不正な利益の供与を目的とした不適切な接待・贈答の授受を行いません。

6-3-7 政治・行政との健全な関係

国内外を問わず、公務員(元公務員も含まれます。)に対して、接待・贈答を行いません。また、政治家(候補者や元政治家も含まれます。)や政治団体への不正な献金その他不適正な利益・便益の供与を行いません。

6-3-8 贈収賄の禁止

贈収賄を行わず、その約束・申出も行いません。

6-3-9 反社会的勢力との関係遮断

反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行いません。また、マネーロンダリングに関与しません。

6-3-10 輸出入時の適正な手続き

輸出入時の通関業務や安全保障輸出管理の審査手続きを適正に行います。また、関係国に関連して経済制裁が発令されている場合は、日本国の判断基準に従います。

主な関係法

- 独占禁止法
- 下請法
- 国家公務員倫理法
- 政治資金規正法
- 不正競争防止法
- 暴力団対策法
- 組織的犯罪処罰法
- 犯罪収益移転防止法
- 関税法
- 関税定率法
- 外為法
- 化審法
- 石油備蓄法

6-4 情報の取り扱い

6-4-1 情報の適正な取得

情報は、不正な方法により、または正当な権限を持つ者の同意を得ずに取得しません。

6-4-2 情報の適正な利用

情報は、業務目的のみに利用し、個人的その他不正な目的のために利用しません。特に、個人情報(社員の個人情報を含まれます。)については本人の同意を得た業務目的のみ、会社の機密情報については会社の同意を得た業務目的のみに利用します。また、本人・会社の同意を得ずに個人情報・機密情報を開示しません。

6-4-3 情報の適正な管理

個人情報・会社の機密情報等については、漏えい・滅失・き損の防止その他安全管理(サイバーセキュリティ対策等)のために適切な措置を講じ、厳格に管理します。

6-4-4 情報システムの適正な利用

情報機器は、ルールに従い適切に使用します。また、業務目的のみに利用し、個人的その他不正な目的のために利用しません。

6-4-5 退職後の守秘義務

退職後も、在職中の業務を通じて知り得た個人情報、会社の機密情報は、本人・会社の同意を得ずに他人に漏らさず、また本人・会社の意志に反する使い方をしません。

主な関係法

- 会社法
- 個人情報保護法
- 金融商品取引法
- 不正競争防止法
- サイバーセキュリティ基本法



コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口

[企業倫理ヘルプライン]

コスモエネルギーグループでは、企業倫理に関する問題や事実を通報・相談するために、「コスモエネルギーグループ企業倫理相談窓口（企業倫理ヘルプライン）」を設置しています。

※通報者・相談者は、実名または匿名をもって、通報・相談をすることができます。
※通報者・相談者については、公益通報者保護法に則り、通報や相談したことを理由とした解雇、その他いかなる不利益な取り扱いも受けることはありません。
また、調査等の対応にあたり、関係者のプライバシーを保護します。


社内 コスモエネルギーグループ企業倫理推進室

03-3798-3116（専用ダイヤル）

※受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時30分（土日祝祭日を除く）
corporate-ethics@cosmo-oil.co.jp

社外 真和総合法律事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル5階

 **0120-455-056**

※受付時間 月曜日～金曜日 11時～12時、14時～16時（土日祝祭日を除く）
cosmo-oil.help@shinwa-law.jp

終わりに・・・

社員はコスモエネルギーグループの存続の基盤ともいえるべき重要なステークホルダーであり、コスモエネルギーグループと社会との信頼のサイクル形成のための重要な「担い手」です。この企業行動指針に沿った行動をとり経営理念を実現することで、コスモエネルギーグループで働くことに誇りを持ち、社会への責任を果たせる企業としてすべてのステークホルダーに対して貢献できる企業へと成長していきましょう。

また、この企業行動指針を軽視することは、社会から厳しく責任を問われることとなりかねないことを自覚しましょう。迷いが生じたときには、行動する前に、まずこの企業行動指針を読み直し、その上で上司や主管部署に相談してください。この企業行動指針が、判断の一つの拠り所となることを期待しています。

いま行っていること、また行おうとしていることは、

1. 経営理念実現のために貢献しているといえますか。
2. 会社の取り組むべきことに合致していますか。
3. 法令や社内ルールに違反していませんか。
4. 自分自身、本当に正しいと思いますか。
5. 外部のステークホルダーやマスコミなどに対して堂々としていられますか。
6. なにより、家族や友人に誇れますか。

2003年 4月 1日制定
2004年 1月27日改定
2006年 1月31日改定
2006年 5月30日改定
2007年 8月 3日改定
2008年 1月21日改定
2008年10月 1日改定
2014年 9月24日改定
2015年10月 1日制定
（コスモエネルギーホールディング発足）
2018年 9月28日改定



私は、この企業行動指針を受け取り、内容を十分理解しました。

私は、自身の行動が会社の信頼に影響することを自覚し、
日々の業務の中でこの企業行動指針に沿って行動します。

年 月 日

署名

この冊子は、大切に管理、保管してください。